

中国・深圳の税関と税務当局が移転価格に関する協力を発表

2022 年 8 月

概要

2022 年 5 月 18 日、中国広東省深圳市は、深圳市の税関、税務当局が移転価格に関する問題について共同で取り組むことを発表しました。同日に発効となったプログラムによると、深圳の適格企業は、深圳の税関と税務当局の双方が合意した場合、関連当事者からの商品の輸入取引価格について、移転価格ポリシーを適用することができます。

一般的に、税関と税務当局では、関連している売手と買手の間の輸入取引価格に対する観点が真逆になります。税関の場合、当該輸入取引価格が独立者間の取引価格よりも下回ることで関税の過少申告になっていないかという見方をする一方、税務当局は独立者間の取引価格よりも高い仕入価格により、中国の輸入者（買手）の利益を侵食しているのではないかという見方をします。これまで関税と企業所得税の観点において、税関と税務当局による双方の調整が不足していたことから、税関及び税務当局双方の要件を満たす関連当事者の輸入取引の価格管理は困難な状況でした。

その問題を解決すべく深圳市で発表された新たなプログラムは、既存の制度である税関の事前裁定と税務当局の事前確認 (APA) の双方の制度を統合したものです。当プログラムに参加する企業は、双方の申請要件を満たしている必要があります。

【申請要件】

税関	<ul style="list-style-type: none">・外国貿易業に従事し、深圳税関に登録していること・原則として、申請書を輸入予定日の 3 カ月前に提出すること
税務当局	<ul style="list-style-type: none">・深圳税務当局に登録していること・APA の同意書受理通知を送付する年の 3 年分の各年において、関連当事者間の取引金額が 4000 万元以上であること・移転価格に関する十分な遵守記録を有していること

申請資料を受領後 10 日以内に、深圳の税関と税務当局は共同で、制度を開始するための申請を受理するかを決定します。申請書を受理した場合は、それぞれ申請者に受理書を発行します。

【審査と協議】

申請者が申請を行った後、双方の当局によって受理された場合、深圳市の税関と税務当局は 15 日以内に共同で審査及び協議を開始します。

深圳の税関と税務当局、そして申請者が物品の輸入価格の取決めについて合意に達した後、三者はそれに応じて覚書に署名します。この覚書に基づき、深圳市税関は申請者に事前裁定を行い、深圳市税務当局は APA を確認します。当該過程で三者が合意に達することができない場合、深圳の税関と税務当局は、申請者に書面で通知することによって制度を終了することができます。

【実行とモニタリング】

■ 移転価格調整

覚書に記載された期間中の各年度において、申請者の実際の財務指標が中央値から逸脱している場合には、申請者は当該財務指標の独立企業原則の範囲の中央値に従って移転価格調整を行わなければなりません。その後、申請者は深圳の税関と税務当局に調整を報告する必要があります。

■ 年次報告

覚書に記載された期間中の各年度において、申請者は年次報告書を紙及び電子形式で作成し、年度末 6 カ月以内に深圳税関及び税務当局に提出しなければなりません。申請者は、年次報告書において事業に関する情報及び覚書の実施状況を開示します。

【修正及び終了】

深圳の税関及び税務当局は、次の場合、覚書を修正、又は終了するために申請者との協議を開始することができます。

- 申請者が覚書に記載された内容を実施しなかった場合
- 主要な前提条件の変更があった等の理由により、覚書の内容を実施できなかった場合
- 申請者が、覚書の修正又は終了を行った場合

深圳の税関と税務当局が共同で発行した覚書のサンプルによると、覚書の主要な前提条件は、申請者の事業活動、ビジネスモデル、機能／リスク配分と資産展開、適用する財務会計規則、または税務と関税の規制環境、重要な法的紛争が発生していないこと等を含んでいます。重要な前提条件に変更があった場合、申請者は 30 日以内に深圳の税関と税務当局にそれぞれ報告する必要があります。

【期間および更新】

この覚書は 3 年間で有効で、有効期限が切れると終了します。申請者は、有効期間満了日の少なくとも 90 日前までに更新申請書を税関及び税務当局に提出することにより、覚書の更新を申請することができます。

デロイトの考察

今回発効となった深圳の税関と税務当局の共同プログラムの導入は、企業や税務担当者にとって歓迎すべきものであると考えられます。当プログラムを利用することで、企業が移転価格管理の確実性と予測可能性を高め、以降行われる輸入について税関や税務当局と個別に交渉する手間を省くことができる可能性があります。

移転価格における税関と税務当局の更なる協力は、世界的なトレンドです。世界税関機構（WCO）は、移転価格文書を関税評価の目的で活用する方法と事例を公表しています。より多くの中国の税関、税務当局が、現地のビジネス環境を改善するために同様の制度の導入を検討することが期待されます。

今回発効となった深圳のプログラムは、税関と税務当局の既存の制度を統合したものです。各制度における留意点等につきましては、info.idt-gta@tohatsu.co.jp までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人の 間接税 チームは、税関当局での事後調査経験を有するメンバーや、通関士、メーカー、フォワーダー出身者など、多種多様な経歴を持つメンバーで構成されており、蓄積した知識・ノウハウおよび経験を活かし、関税コンプライアンス体制の構築、事後調査通知を受けた後の対応、事後調査対応、事後調査後の対応など、幅広いサービスをご提供しております。

まずは、お気軽にお話をお聞かせください。

お問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

間接税サービス

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohmatsumo.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

間接税サービス : www.deloitte.com/jp/indirect-tax



牧野 宏司 / Koji Makino

マネージングディレクター

koji.makino@tohmatsumo.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001